

農薬取締法の一部改正と 我々の自重

昨年12月18日、農薬取締法の一部を改正する法律が国会で可決成立した。改正の目的が、人々の健康を害する農薬公害の防止策を講じて、農業生産の安定と国民の健康の保護および生活環境の保全に資するためのものである。その内容は、①農薬登録に際しての審査の強化、②登録の変更及び取消し、③販売の制限又は禁止、④使用規制の強化、⑤安全使用基準の設定の各項目であることは、今私がここで申し述べるまでもない。

①の登録審査の強化については、農薬によって直接汚染した作物又は農地の土壌を通じて間接的に汚染した作物を利用することにより、あるいは公共用水の水質を汚濁して、その結果人畜に被害を生ずるおそれのある場合には、登録を保留し、あるいは品質改良を求められるし、②および③では一旦登録を受けた農薬でも、上に述べたような事態が生ずると認められるに至ったときには、使用法変更の登録又は登録取り消し、更に必要ある場合には販売の制限又は禁止をされることになっている。④および⑤は農薬使用者が指示された使用法以外の使用をすることを禁止したものである。

以上述べたような取締法の一部改正だけでも、登録申請者側としては、登録申請に際して、毒性および残留性に関する試験成績を添えなければならないし、特に土壌汚染を通じての農産物汚染、水質汚濁に関する試験成績に至っては、これを全国に通じての安全性を見出すためには甚だしく数多い調査と研究とが必要となろう。しかも何か事態が生じた場合には、登録の変更、取消し、販売制限又は禁止が行なわれるのみな

目 次

科学的と非科学的

東京大学名誉教授 戸荊義次…………… 2

植物生育調節剤の役割

農林水産技術会議 長谷川新一…………… 2

年 頭 の 辞

農薬工業会会長 西 圭一…………… 3

ソ連邦における雑草および雑草防除

宇都宮大学教授 竹松哲夫…………… 4

花きの生育調節

園芸試験場そ菜部 鈴木基夫…………… 11

昭和45年度水稻作関係除草剤

試験成績概要

(財)日本植物調節剤研究協会…………… 15

新除草調節剤…………… 36

植調協会だより…………… 38

らず、販売が禁止されるような事態が起った場合には、製造業者若しくは輸入業者又は販売業者は農薬使用者から回収するよう努めることとなっている。だからといって、これら業者の経営安定のための必要な措置をとることには何ら触れていないから、恐らくこれら業者の自己の責任において行なわなければならないだろう。

以上の述べたことを総合して考えると、登録申請に際して提出すべき試験成績は、いやが上にも慎重に検討されたものでなくてはならないこととなる。これら試験成績の作製に参与している当協会としても、いよいよ成績の判断に自重を要する時期が到来した感を深くする。

(財)日本植物調節剤研究協会会長 河 田 党